

目次

1	業務の概要	- 2 -
2	プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件	- 2 -
3	担当部局	- 3 -
4	参加意向申出書の作成要領	- 3 -
5	参加意向申出書の提出及び提出期限	- 3 -
6	参加意向申出に関する質問	- 4 -
7	提案書の提出を要請する者の確認	- 4 -
8	提案書の作成及び記載上の留意事項	- 4 -
9	提案書等の作成要領	- 5 -
10	提案書等の提出方法	- 5 -
11	提出された提案書等の取扱い	- 5 -
12	実施要領、業務説明書（仕様書）等に対する質問及び回答	- 6 -
13	評価の手續及び契約候補者の特定	- 6 -
14	評価結果に関する事項	- 7 -
15	無効となる提案等	- 7 -
16	契約の締結	- 8 -
17	その他	- 8 -

1 業務の概要

- (1) 業務名 例規集データベースシステム更新データ作成業務委託等
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 ②例規集データベースシステム等利用については令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、①例規集データベースシステム更新データ作成業務委託については令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、この期間以降、豊橋市及び受託者の合意により、1年度ごとに令和13年3月31日まで契約締結できるものとする。
- (4) 業務場所 市の指定する場所
- (5) 契約上限金額 1年度当たり金3,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、(3)に示すとおり、令和8年度は、①例規集データベースシステム更新データ作成業務委託（業務期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする単年度契約。）及び②例規集データベースシステム等利用（利用期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする5年の長期継続契約）について契約締結するものとする。

- ※1 契約上限金額は、①例規集データベースシステム更新データ作成業務委託、②例規集データベースシステム等利用を全て含めた金額である。
- ※2 契約は、①例規集データベースシステム更新データ作成業務委託、②例規集データベースシステム等利用をそれぞれ分けて行うものとする。
- ※3 本プロポーザルの対象となる主な業務は、**①例規集データベースシステム更新データ作成業務委託**（本市で改正を行う条例、規則等のデータを例規集に搭載等する業務としての、データベースの構築、データベースのデータの更新、更新データのリンク作成、インターネット用データの作成、例規集条文PDFの作成、CD-R等の電子媒体による例規データの作成等）であるが、それに附随する業務として**②例規集データベースシステム等利用**（例規を管理及び検索するシステム、法令を検索するシステム、例規の作成・整備を行うシステム、外部公開用例規データシステム、法令制定改廃情報等提供サービス、全国自治体例規検索比較システム等）についても総合的に評価するため、これについても提案書等に記載することを要する。
- ※4 見積書の作成に当たっては、令和8年度から令和12年度までの単年度ごとの見積を、①例規集データベースシステム更新データ作成業務委託、②例規集データベースシステム等利用ごとに区分して作成すること。
①の令和9年度以降の見積については、参考見積として徴するものとするが、価格の評価に当たっては、令和8年度から令和12年度までの5年度分の①、②の見積額の合計額をもって評価する。

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの提案資格は、**プロポーザル参加意向申出書（様式1）**の提出日現在において次の要件を全て満たすこととする。

- (1) 令和6・7年度豊橋市入札参加資格者名簿の大分類：役務の提供、中分類：コンピュータサービスについて登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこ

と。

- (3) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
- (4) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除処置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 担当部局

住 所：〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1番地 豊橋市総務部行政課 担当 伊藤

電 話：0532-51-2025

ファックス：0532-56-0789

電子メールアドレス：gyosei@city.toyohashi.lg.jp

4 参加意向申出書の作成要領

- (1) 参加意向申出書の様式

参加意向申出書の様式は(様式1)に示すとおりとする。

- (2) 参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項

応募者の会社概要(様式1-2)及び応募者における同種の受注実績(企業の本店、支店、営業所等を含む業務の実績について都道府県、政令市、特別区、中核市それぞれ10件まで等)について、業務実績表(様式1-3)に記載すること。

なお、業務実績表には、特に実績の根拠となるような添付資料を付する必要はないが、本市が必要と認めてその旨の請求した場合には、記載した業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類(業務仕様書の写し等)を提出すること。

5 参加意向申出書の提出及び提出期限

- (1) 提出書類等

ア 参加意向申出書(様式1)

イ 会社概要(様式1-2)

ウ 業務実績表(様式1-3)

- (2) 提出部数

各1部

※提出書類は、紙で提出の場合は、全てA4サイズ 縦 左綴(2穴)ファイリングにより提出すること。

※A4サイズより大きくなる場合は、A4サイズに折りたたむこと。

(3) 提出先

3 担当部局と同じ

(4) 提出方法

持参（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）、郵送（書留郵便に限る。）、ファックス又は電子メールにより提出すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出した場合は、必ず電話にて到達の確認を行うこと。

(5) 提出期限

令和7年9月22日（月） 午後5時必着

6 参加意向申出に関する質問

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

(1) 質問先

3 担当部局と同じ

(2) 質問期間

令和7年9月1日（月）～8日（月）午後5時まで

(3) 質問方法

質問書（様式1－4）に必要事項を記載し、持参（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）、郵送（書留郵便に限る。）、ファックス又は電子メールにより提出すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出した場合は、必ず電話にて到達の確認を行うこと。

(4) 回答 令和7年9月12日（金）予定

本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無にかかわらず確認のこと。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2551.htm>

7 提案書の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書（様式2）」により、提案書等の提出について通知する。

※令和7年9月29日（月）までに発送予定

8 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における取組方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト及びイメージ図の使用は可能であるが、提案の内容が具体的に表現されたもの（設計図、模型等）を求めるものではない。

業務に係る作業は、豊橋市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書及び豊橋市が提示する資料に基づいて、協議の上、開始することとする。

(2) 提案書記載上の留意事項

ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

イ 提案書は、任意の様式によるが、書類サイズは原則A4版とし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とする。書体の指定はない。なお、図表等では他のポイントを使用しても

よい。

9 提案書等の作成要領

(1) 提出書類等

ア 提案書等

提案書の様式は、任意の様式を使用して構わないが、次に示す書類等を必ず添付すること。なお、提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがあるので留意すること。

(ア) 業務の実施体制、実施方針及び実施方法等

a 業務実施スケジュール（様式 1－5）

b 業務実施体制（様式 1－6）

(イ) 参考見積及び見積金額内訳書（様式は任意）

イ プレゼンテーション動画

時間は 30 分以内とし、フォーマットは MPEG-4 形式等、Windows OS で一般的に再生可能なものとする。

10 提案書等の提出方法

(1) 提出書類及び部数

ア 提案書等 正本 1 部及び副本 15 部並びに PDF データ

正本、副本ともに A 4 サイズ・縦長・左綴（2 穴）ファイリングにより提出すること。副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

参考見積書及び見積金額内訳書（様式は任意）は、各 1 部

イ プレゼンテーション動画

(2) 提出先

3 担当部局と同じ

(3) 提出方法

ア 提案書等

紙媒体では持参（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）によるものとし、PDF データは電子メールにより提出すること。

イ プレゼンテーション動画

電子メールで提出すること。提出書類のファイルサイズが大きくメール送付できない場合は、3 担当部局に連絡し、本市指定のファイル交換サービス（SmoothFile）にてデータを提出すること。なお、提出後は、提出した旨を電話連絡すること。

(4) 提出期限

令和 7 年 10 月 20 日（月） 午後 5 時必着

提出期限後に到着した提案書は無効とする。

11 提出された提案書等の取扱い

(1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は特定事業者の提案書等の全部又は一部を無償で使

用できるものとする。

- (2) 本プロポーザルに係る提案書等について情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）」に基づき非公開部分を除き公開する、又は同条例第12条第1項又は第2項の規定による意見書の提出を求める場合がある。
- (3) 提出された提案書は、本プロポーザルにおける契約候補者の特定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された提案書は、返却しない。
- (5) 提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

1 2 実施要領、業務説明書（仕様書）等に対する質問及び回答

- (1) 質問書（様式1-4）に必要事項を記載し、持参（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）、郵送（書留郵便に限る。）、ファックス又は電子メールにより提出すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出した場合は、必ず電話にて到達の確認を行うこと。
- (2) 質問の受付場所
3 担当部局と同じ
- (3) 質問の受付期間
令和7年9月1日（月）～同年10月9日（木）午後5時まで
- (4) 回答 令和7年10月14日（火）予定
本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無にかかわらず確認のこと。
<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2551.htm>

1 3 評価の手續及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、書面審査、事務局による審査及び「例規集データベースシステム更新データ作成業務委託等プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

- (1) 第一次審査（書面審査）
仕様等が本市の要件を充足しているかを確認する。
- (2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
日 程 令和7年10月27日（月）～同年11月4日（火）の間に実施予定
内 容 総務部行政課職員へのプレゼンテーション及びヒアリング
その他 時間、場所及び留意事項等については別途通知する。
なお、出席者は3名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とする。
- (3) 第三次審査（プレゼンテーション動画及びヒアリング）
日 程 令和7年11月5日（水）～同年11月14日（金）の間に実施予定
内 容 プレゼンテーション動画及びヒアリング
その他 時間、場所及び留意事項等については別途通知する。
なお、出席者は3名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とする。

(4) 評価基準

本市であらかじめ作成した機能要件、評価基準及び価格をそれぞれ点数化し、総合的に評価する。

(5) 契約候補者の特定

ア 提出された提案書を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

イ 提案者が一者のみであっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ 上記の評価基準により算出した点数の満点の5割を最低基準点とし、最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。なお、提案者が一者の場合も同様とする。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

オ 上記の評価基準により算出した点数が同点だった場合は、評価委員の合議により優先者を決定する。

1 4 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面「**豊橋市プロポーザル方式実施ガイドライン結果通知書（様式3）**」により通知する。

(2) 評価結果の公表

提案書の特定をされた者及び特定理由については、特定後に「**例規集データベースシステム更新データ作成業務等委託にかかる提案書の特定者について（様式4）**」を豊橋市総務部行政課内において配置し、これを閲覧できる状態にするとともに3の担当部局ホームページにおいて公表する。

(3) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(4) 非特定理由についての説明の請求先

3 担当部局と同じ

(5) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日、祝日及び休日を含まない。）以内の午前9時から午後5時までとする。

(6) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

1 5 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

(1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(4) 見積金額が契約上限金額を超える提案

- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

1 6 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
- ア 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
- イ 提案資格又は提案内容が無効となったとき
- ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

1 7 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、**辞退届（様式5）**を持参（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。